平成２６年（フ）第７８９２号
東京都練馬区大泉町５丁目15―１　カーサ・ステラ２―Ｃ
破産者　坂井　美和
１　決定年月日　平成26年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９４５号
埼玉県春日部市大沼１丁目７―２
破産者　大原　建一
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９４６号
埼玉県春日部市大沼１丁目７―２
破産者　大原　弘子
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１１０号
茨城県龍ケ崎市馴馬町5401―３
破産者　高畠　純三
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１３６号
東京都足立区関原３丁目40―25
破産者　篠原　米藏
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２５号
神奈川県海老名市中新田1925番地
破産者　有限会社ニュープロトプロジェクト
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２６号
神奈川県海老名市中新田３丁目37番13号
破産者　ＴＬＴ株式会社
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２７号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目49―22
破産者　北條　邦彦
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２８号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目49―22
破産者　北條由美子
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２３８号
東京都中央区銀座２丁目２番17号
破産者　有限会社ウイーズ
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２３９号
静岡県熱海市上多賀357
破産者　山田　美和
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２５３号
東京都港区六本木６丁目８番10号　ＳＴＥＰ六本木ビルＷＥＳＴ
破産者　ポテンシャルマネジメント株式会社
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２５４号
神奈川県川崎市高津区久地４丁目21―28　Ｐｉａ　Ｋ－１―202
破産者　石戸　祐輔
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２５５号
神奈川県川崎市高津区久地４丁目21―28　Ｐｉａ　Ｋ－１―202
破産者　石戸　瑞穂
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２６４号
東京都新宿区大久保２丁目13番４号
破産者　ＡＫＴインターナショナル株式会社
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２６５号
東京都新宿区大久保１丁目13―５　第２大久保マンション402
破産者　伊藤　貴宏
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２７９号
茨城県鹿嶋市大字宮中2024―５
破産者　菅　　陽一
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２８０号
茨城県鹿嶋市大字宮中2024―５
破産者　菅　万喜子
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２８１号
東京都大田区大森東１丁目６番10号　山崎ビル203号
破産者　株式会社ふるさとリバイブコンサルティング
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２８２号
長野県小県郡長和町古町354、住民票上の住所東京都大田区大森東１丁目６―10―203
破産者　芹沢由美子
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３１２号
東京都江東区清澄３丁目４―16　パークサイド清澄第２―603
破産者　佐々木剛士
１　決定年月日　平成26年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部